

第16回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■事業報告

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

■連結計算書類

連結包括利益計算書（ご参考）

連結株主資本等変動計算書

連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）

連結注記表

■計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

計算書類に係る会計監査報告

法令及び当社定款第18条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ホームページ（<https://corp.gree.net/jp/ja/ir/stock/meeting.html>）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

グリー株式会社

■事業報告

会社の新株予約権等に関する事項

取締役が有している新株予約権等の内容及び新株予約権等を有する者の人数
(2020年6月30日現在)

	第 6 回 新株予約権	第 7 回 新株予約権	第 8 回 新株予約権	第 9 回 新株予約権	第 10 回 新株予約権	第 11 回 新株予約権
新株予約権の数	506個	1,135個	755個	2,210個	2,191個	1,804個
新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	普通株式 50,600株 (注) 1	普通株式 113,500株 (注) 1	普通株式 75,500株 (注) 1	普通株式 221,000株 (注) 1	普通株式 219,100株 (注) 1	普通株式 180,400株 (注) 1
新株予約権の 払込金額	新株予約権 1個につき 127,400円	新株予約権 1個につき 57,200円	新株予約権 1個につき 53,300円	新株予約権 1個につき 76,600円	新株予約権 1個につき 48,200円	新株予約権 1個につき 45,800円
新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使期間 (注) 2	2015年10月16日 ～ 2022年10月15日	2015年10月15日 ～ 2025年10月14日	2016年10月14日 ～ 2026年10月13日	2017年10月13日 ～ 2027年10月12日	2018年10月12日 ～ 2028年10月11日	2019年10月11日 ～ 2029年10月10日
行使条件	(注) 3・4	(注) 3・4	(注) 3・4	(注) 3・4	(注) 3・4	(注) 3・4
新株予約権を 有する者の人数	取締役 2 名 (注) 5	取締役 4 名 (注) 5	取締役 5 名 (注) 5	取締役 5 名 (注) 5	取締役 6 名 (注) 5	取締役 6 名 (注) 5

(注) 1. 新株予約権 1 個につき 100 株

2. 新株予約権割当契約において、段階的に権利行使が可能となる旨の定めがあります。
3. 当該新株予約権または新株予約権を有する者について当社による当該新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた当該新株予約権の行使は認められないものとしております（ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合を除く）。
4. 当該新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとしております。
5. 社外取締役は含まれておりません。

会計監査人に関する事項

1. 名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	56百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 継続監査期間

14年間

4. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、当社都合の場合の他、当該会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合など解任または不再任が妥当だと判断した場合には、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定します。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

内部統制システムの基本方針に関する決議の内容の概要は、以下の通りであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会及び監査役会並びにその使用人が、法令に定められた取締役及び使用人の職務執行に係る監督・監査を行う。
- ② 取締役及びその他の使用人の行動基準を明示した「倫理規程」を定めると共に、「リスクマネジメント規程」及び「コンプライアンス規程」を制定し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制の構築、維持及び強化を推進する。
- ③ リスクマネジメント態勢の整備、維持及び強化の一環として、代表取締役社長直属のグループリスクマネジメント委員会を設置する。また、リスクマネジメント及びコンプライアンスに関して、定期的に社内研修を実施する。
- ④ 内部通報窓口を内部監査室、監査役室、法務総務部、人事部及び外部弁護士事務所に設置し、問題の早期発見・未然防止を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書管理規程」その他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を保存、管理し、取締役及び監査役が随時閲覧できる体制を構築する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 多様化するリスクに備えて、各種社内規程の策定、遵守を推進し、リスクマネジメント態勢の整備、維持及び強化を推進する。
- ② 取締役会、経営会議、及び各種委員会において重要案件を慎重に審議し、事業リスクの排除、軽減を図る。
- ③ 新規取引の開始に当たっては、「職務権限規程」、「稟議決裁規程」、「与信管理規程」等に基づく承認過程において、慎重に調査・審議し、事業リスクの排除、軽減を図る。

- ④ 内部監査室による内部監査により、リスクの早期発見、早期解決を図る。
 - ⑤ 新たに生じた重要なリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 執行役員制度の活用により経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離による迅速かつ効率的な経営を推進すると共に、重要案件については、効率的に事前審議等ができるように取締役会制度を整備する。
 - ② 取締役会に加え、経営会議を開き、「経営会議規程」に定める範囲内で重要な業務執行案件の審議・報告を行う。
 - ③ 業務執行における責任体制を確立し、業務を円滑かつ効率的に行わせるため、職制・組織、業務分掌、権限等に関する基準を社内規程に策定し遵守する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 「グループ規程」等に基づく、親子会社間の緊密な意思疎通や連携により、グループ全体のコンプライアンス体制の整備を推し進め、コーポレート・ガバナンスが機能するよう業務の適正化を図る。
- (6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 「グループ規程」等の社内規程において、子会社における職務の執行に係る手続を定め、当社における事前審査、諮問、承認等及び子会社における起案、決裁、報告事項等を明示する。
- (7) 子会社の損失の危険の管理に関する体制
- ① 「グループ規程」等の社内規程において、子会社が事業の継続・発展を実現するためにリスクを管理する態勢を自ら整備する責任を負うことを定める。
 - ② 子会社に対し、当社グループの事業の目的・目標の達成を阻害するリスク事象全般について、当社への報告体制を構築する。

- (8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「グループ規程」等の社内規程を整備し、子会社の管理、組織、権限及び規程等に関する事項について定める。

- (9) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 子会社の取締役・監査役が職務執行に係る監督・監査義務を適切に果たすよう、当社法務総務部がリスクマネジメント及びコンプライアンスに関する定期的な研修を実施する。
- ② 内部通報窓口を当社内部監査室、監査役室、法務総務部、人事部及び外部弁護士事務所に設置し、問題の早期発見・未然防止を図る。

- (10) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役室等の使用人は、監査役を補助する。

- (11) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役室等の使用人は、監査役より補助の要請を受けた場合、その要請に関して取締役及び他の使用人等の指揮命令を受けず、専ら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ② 当該使用人の任命、人事異動、懲戒及び人事評価については、予め常勤監査役の同意を必要とし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

- (12) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 「取締役会規程」に基づいた決議事項は適切に取締役会に付議されるほか、監査役は、取締役会決議事項以外の重要な事項についても、取締役会、経営会議等において、その内容を確認することができる。
- ② 前記の会議に付議されない重要な稟議書や報告書類等について、監査役は閲覧し、必要に応じ内容の説明を求めることができる。
- ③ 取締役及び使用人は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに監査役に報告する。

(13) 子会社の職務の執行に係る者またはこれらの者から報告を受けた者が会社の監査役に報告をするための体制

- ① 子会社の取締役等及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ② 子会社の取締役等及び使用人は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに当社監査役に報告する。

(14) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底する。

(15) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(16) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役、使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換の場を設ける。

(17) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、「財務報告の基本方針」を定め、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うと共に、その適合性を確保する。

(18) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 当社グループは、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもたず、不当な要求や取引に応じることがないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとる。
- ② その整備として、法務総務部を反社会的勢力対応部署として、「反社会的勢力対応細則」を定め、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生したときは、関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡をとり組織的に対処できる体制を構築する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値及び株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を12回開催したほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回行い、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2) リスクマネジメント態勢の整備について

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、「リスクマネジメント規程」を制定のうえ、当社グループのビジネスにおいて想定されるリスクごとにグループリスク主管部門を設置し、社会環境や事業環境を勘案のうえ、各リスクに適切に対応すること等により、リスクマネジメント態勢の強化を推進しております。

(3) コンプライアンス体制について

当社は、役員及び従業員に対し、定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また、問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報窓口を内部監査室、監査役室、法務総務部、人事部及び外部弁護士事務所に設置しております。当事業年度において発生した案件に関しては、速やかに調査のうえ、取締役会に報告致しました。

(4) 監査役の職務の執行について

当事業年度において、監査役会を11回開催しており、経営の妥当性、効率性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、監査役は、取締役会ほか、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監視を実施致しました。

■連結計算書類

連結包括利益計算書（ご参考）

（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：百万円）

	前期	当期
当期純利益	3,484	2,708
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△14	3,165
為替換算調整勘定	9	52
持分法適用会社に対する持分相当額	△167	26
その他の包括利益合計	△172	3,244
包括利益	3,311	5,953
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	3,312	5,954
非支配株主に係る包括利益	△1	△1

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年7月1日残高	2,362	2,360	113,730	△8,296	110,156
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	5	5			10
剰余金の配当			△2,302		△2,302
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,709		2,709
自己株式の取得				△1,390	△1,390
自己株式の処分		△53		523	470
自己株式処分差損の振替		53	△53		—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	5	5	353	△866	△502
2020年6月30日残高	2,367	2,365	114,084	△9,162	109,654

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算定 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
2019年7月1日残高	51	△51	0	456	55	110,669
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						10
剰余金の配当						△2,302
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,709
自己株式の取得						△1,390
自己株式の処分						470
自己株式処分差損の振替						—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	3,192	52	3,244	10	△15	3,239
連結会計年度中の 変動額合計	3,192	52	3,244	10	△15	2,737
2020年6月30日残高	3,243	0	3,244	466	40	113,406

連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）

（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：百万円）

	前期	当期
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	5,531	6,031
減価償却費	643	634
減損損失	402	290
のれん償却額	274	82
受取利息及び受取配当金	△4	△80
投資事業組合運用損益（△は益）	△266	△900
支払利息	0	0
為替差損益（△は益）	78	△68
投資有価証券売却損益（△は益）	△167	△2,778
関係会社株式売却損益（△は益）	△1,012	—
投資有価証券評価損益（△は益）	840	377
売上債権の増減額（△は増加）	104	△2
未収入金の増減額（△は増加）	300	△777
預け金の増減額（△は増加）	10	△1,166
長期前払費用の増減額（△は増加）	50	△279
未払金の増減額（△は減少）	10	596
前受金の増減額（△は減少）	△132	△64
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△2	137
拠点再編費用引当金の増減額（△は減少）	—	256
その他	257	△38
小計	6,920	2,251
利息及び配当金の受取額	4	80
利息の支払額	△1	△0
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	335	△298
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,258	2,032

(単位：百万円)

	前期	当期
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,141	△300
無形固定資産の取得による支出	△79	△20
投資有価証券の取得による支出	△3,211	△2,186
投資有価証券の売却による収入	55	4,311
関係会社株式の売却による収入	1,012	—
投資事業組合からの分配による収入	613	2,354
敷金の差入による支出	△210	△287
敷金の回収による収入	55	417
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△642	—
その他	△28	△85
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,576	4,204
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△3,012	△1,390
配当金の支払額	△3,299	△2,302
その他	△148	△58
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,459	△3,751
現金及び現金同等物に係る換算差額	53	61
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△2,724	2,546
現金及び現金同等物の期首残高	87,196	84,472
現金及び現金同等物の期末残高	84,472	87,018

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 14社

主要な連結子会社名

株式会社ボケラボ

Glossom株式会社

ファンプレックス株式会社

株式会社3 ミニッツ

株式会社Wright Flyer Live Entertainment

当連結会計年度において、グリーンベンチャーズ株式会社及びグリーンベンチャーズ1号投資事業有限責任組合は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

また、株式会社ORATTAはファンプレックス株式会社にリミア株式会社はグリーライフスタイル株式会社にそれぞれ吸収合併されたため、Fantasy Legend Studios, Inc. 及び株式会社REALITY Factoryは清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

STRIVE株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社数 2社

主要な会社等の名称

AT-I 投資事業有限責任組合

AT-II 投資事業有限責任組合

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

非連結子会社

STRIVE株式会社

関連会社

ジーブラ株式会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体とし

て重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

主として定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 拠点再編費用引当金

拠点再編に伴う費用に備えるため、今後必要と見込まれる額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却を行っております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ハ. 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

ニ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取り扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 追加情報

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が2021年6月期の一定期間続くとの仮定のもと繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。なお、当仮定においては、翌連結会計年度の当社グループの財政状態、経営成績に与える影響は軽微であると考えております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

2,082百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産または資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)
東京都港区	遊休資産	建物	184
東京都新宿区	遊休資産	建物	106
合計			290

当社グループは、原則として、事業用資産については会社または事業を単位としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。また、本社等、特定の事業セグメントとの関連が明確でない資産については共用資産としております。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の総数

普通株式

242,249,700株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年9月25日 定時株主総会	普通株式	2,302	10	2019年 6月30日	2019年 9月26日

(注) 2019年9月25日開催の定時株主総会の決議による配当金の総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が所有する当社株式への配当金74百万円を含めておりません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年9月29日開催予定の第16回定時株主総会において普通株式の配当に関する事項を次の通り付議いたします。

- ・配当金の総額 2,274百万円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 2020年6月30日
- ・効力発生日 2020年9月30日

(注) 2020年9月29日開催予定の定時株主総会の決議による配当金の総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が所有する当社株式への配当金70百万円を含めておりません。

(3) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株式の数	50,600株	113,500株	75,500株	221,000株	219,100株	180,400株
新株予約権 の残高	506個	1,135個	755個	2,210個	2,191個	1,804個

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は主に自己資金で賄っております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務提携に関する株式及び投資事業組合出資であります。これらは、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金、未払法人税等はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、社内規程等に従い、営業債権について、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務提携に関する株式及び投資事業組合出資であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況等を継続的に見直しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（（注）2.参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	87,018	87,018	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,157	7,157	—
(3) 未収入金	1,981	1,981	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	2,221	2,221	—
資産計	98,380	98,380	—
(1) 未払法人税等	1,005	1,005	—
(2) 未払金	7,125	7,125	—
負債計	8,131	8,131	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 未払法人税等、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等	4,628
投資事業有限責任組合等への出資	14,220

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上記の表「(4)投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	496円30銭
1株当たり当期純利益金額	11円79銭

8. 重要な後発事象に関する注記

資本金の額の減少

当社は、2020年8月20日開催の取締役会において、2020年9月29日開催予定の第16回定時株主総会に、資本金の額の減少について付議することを決議する予定です。

(1) 資本金の額の減少の目的

資本政策の柔軟性・機動性の確保を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

(2) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本金の額の減少の内容

減少する資本金の額

資本金の額2,367,249,250円を2,267,249,250円減少して、100,000,000円といたします。

(4) 日程

取締役会決議	2020年8月20日（予定）
株主総会決議	2020年9月29日（予定）
債権者異議申述最終期日	2020年11月2日（予定）
減資の効力発生日	2020年11月5日（予定）

(5) その他重要な事項がある場合にはその内容

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の変動はなく、当社業績に与える影響はありません。

上記の内容につきましては、9月29日開催予定の第16回定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

■計算書類

貸 借 対 照 表

(2020年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	(ご参考)前期	当期	科目	(ご参考)前期	当期
資産の部			負債の部		
流動資産			流動負債		
現金及び預金	80,135	81,738	賞与引当金	364	490
売掛金	3,994	4,224	拠点再編費用引当金	—	146
未収入金	1,994	2,541	未払金	4,999	5,487
その他	1,029	2,142	資産除去債務	—	59
貸倒引当金	△2	△2	その他	2,208	3,041
流動資産合計	87,152	90,644	流動負債合計	7,571	9,225
固定資産			固定負債		
有形固定資産			繰延税金負債	—	534
建物	1,398	1,267	資産除去債務	561	554
工具、器具及び備品	291	378	その他	218	156
有形固定資産合計	1,690	1,645	固定負債合計	780	1,245
無形固定資産			負債合計	8,351	10,470
ソフトウェア	26	14	純資産の部		
無形固定資産合計	26	14	株主資本		
投資その他の資産			資本金	2,362	2,367
投資有価証券	12,482	15,476	資本剰余金		
関係会社株式	1,900	1,786	資本準備金	2,360	2,365
その他の関係会社有価証券	3,721	4,454	資本剰余金合計	2,360	2,365
関係会社長期貸付金	9,371	11,760	利益剰余金		
繰延税金資産	2,553	—	その他利益剰余金	111,748	112,500
その他	3,530	3,689	繰越利益剰余金	111,748	112,500
貸倒引当金	△5,394	△7,221	利益剰余金合計	111,748	112,500
投資その他の資産合計	28,165	29,947	自己株式	△8,296	△9,162
固定資産合計	29,882	31,607	株主資本合計	108,174	108,070
資産合計	117,034	122,251	評価・換算差額等		
			その他有価証券評価差額金	51	3,243
			評価・換算差額等合計	51	3,243
			新株予約権	456	466
			純資産合計	108,683	111,781
			負債純資産合計	117,034	122,251

損 益 計 算 書

(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位：百万円)

科目	(ご参考)前期	当期
売上高	45,666	39,371
売上原価	17,915	15,601
売上総利益	27,751	23,769
販売費及び一般管理費	21,038	19,088
営業利益	6,712	4,680
営業外収益		
受取利息	9	11
受取配当金	243	425
投資事業組合運用益	266	880
関係会社事業損失引当金戻入額	394	—
為替差益	—	57
その他	30	7
営業外収益合計	944	1,382
営業外費用		
支払利息	0	0
為替差損	82	—
貸倒引当金繰入額	2,052	1,827
支払手数料	4	1
営業外費用合計	2,140	1,829
経常利益	5,517	4,233
特別利益		
投資有価証券売却益	167	2,778
固定資産売却益	123	—
関係会社株式売却益	242	—
その他	39	87
特別利益合計	572	2,865
特別損失		
関係会社株式評価損	1,817	100
減損損失	—	203
投資有価証券評価損	840	344
拠点再編費用引当金繰入額	—	146
その他	115	43
特別損失合計	2,774	837
税引前当期純利益	3,315	6,262
法人税、住民税及び事業税	1,110	1,475
法人税等調整額	1,794	1,679
法人税等合計	2,904	3,154
当期純利益	410	3,107

株主資本等変動計算書

(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
2019年7月1日残高	2,362	2,360	—	2,360	111,748	111,748	△8,296
事業年度中の変動額							
新株の発行	5	5		5			10
剰余金の配当					△2,302	△2,302	△2,302
当期純利益					3,107	3,107	3,107
自己株式の取得							△1,390
自己株式の処分			△53	△53			523
自己株式処分差損の振替			53	53	△53	△53	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	5	5	—	5	751	751	△866
2020年6月30日残高	2,367	2,365	—	2,365	112,500	112,500	△9,162

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額 等 合 計		
2019年7月1日残高	51	51	456	108,683
事業年度中の変動額				
新株の発行				10
剰余金の配当				△2,302
当期純利益				3,107
自己株式の取得				△1,390
自己株式の処分				470
自己株式処分差損の振替				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	3,192	3,192	10	3,202
事業年度中の変動額合計	3,192	3,192	10	3,097
2020年6月30日残高	3,243	3,243	466	111,781

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ その他有価証券

イ. 時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

ロ. 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 拠点再編費用引当金

拠点再編に伴う費用に備えるため、今後必要と見込まれる額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取り扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 追加情報

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

当社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が2021年6月期の一定期間続くとの仮定のもと繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。なお、当仮定においては、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に与える影響は軽微であると考えております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,784百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務	
短期金銭債権	2,274百万円
短期金銭債務	1,251百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高	
売上高	635百万円
営業費用	802百万円
営業取引以外の取引による取引高	356百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の総数

普通株式	14,768,789株
------	-------------

 自己株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が保有する当社株式7,013,561株を含めております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,145百万円
前受金	418百万円
未払事業税	76百万円
税務上の繰延資産	7百万円
減価償却超過額	625百万円
株式報酬費用	100百万円
投資有価証券評価損	264百万円
関係会社株式評価損	2,080百万円
繰越欠損金	2,214百万円
その他	730百万円
繰延税金資産小計	8,664百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,189百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,461百万円
評価性引当額	△7,650百万円
繰延税金資産合計	1,013百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,431百万円
その他	△116百万円
繰延税金負債合計	△1,547百万円
繰延税金負債の純額	△534百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	株式会社3 ミニッツ	所有 直接 100.0	資金の貸付	資金の貸付	434	関係会社長期貸付金 (注2)	2,280
				資金の回収	314		
				利息の受取 (注1)	2	—	—
子会社	アウモ株式会社	所有 直接 100.0	資金の貸付	資金の貸付	827	関係会社長期貸付金 (注3)	1,735
				資金の回収	207		
				利息の受取 (注1)	1	—	—
子会社	株式会社 Wright Flyer Live Entertainment	所有 直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	1,832	関係会社長期貸付金 (注4)	4,120
				資金の回収	293		
				利息の受取 (注1)	3	—	—
子会社	グリーライフスタイル株式会社	所有 直接 100.0	資金の貸付	資金の貸付	97	関係会社長期貸付金 (注5)	2,690
				資金の回収	7		
				利息の受取 (注1)	1	—	—
子会社	株式会社WFS	所有 直接 100.0	役員の兼任	売上金の回収 代行 (注6)	—	売掛金	1,317

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 株式会社3 ミニッツへの貸付に対し、合計983百万円の貸倒引当金を計上しております。

3. アウモ株式会社への貸付に対し、合計1,423百万円の貸倒引当金を計上しております。

4. 株式会社Wright Flyer Live Entertainmentへの貸付に対し、合計2,146百万円の貸倒引当金を計上しております。

5. グリーライフスタイル株式会社への貸付に対し、合計2,213百万円の貸倒引当金を計上しております。

6. 当社の子会社である株式会社WFSが当社の売上代金の回収代行を実施したものであり、当社と子会社の直接的な取引ではないため、取引金額の記載を省略しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	モグナ株式会社 (注1)	—	役員の兼任	バックオフィス業務の受託 (注2)	18	売掛金	1

- (注) 1. 当社代表取締役会長兼社長田中良和が議決権の100%を間接保有している会社であります。
2. 業務委託契約については、市場価格等を勘案した価格に基づき適正に決定しております。
3. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	489円33銭
1株当たり当期純利益金額	13円52銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(1) 資本金の額の減少

「連結注記表」8. 重要な後発事象に関する注記に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(2) 会社分割

当社は、2020年5月14日開催の取締役会における決議に基づいて、2020年7月1日付で、当社ゲーム事業における Wright Flyer Studios 事業を、吸収分割（以下、「本会社分割」）により当社の完全子会社である株式会社 WFS に承継いたしました。

① 会社分割の目的

当社は、「インターネットを通じて、世界をより良くする。」をミッションの下、ゲーム事業においてアプリゲームの開発・運営に積極的に投資を行ってまいりました。この結果、自社 IP である「消滅都市」「アナザーエデン」をはじめ複数のヒットタイトル創出及び積極的なグローバル展開による収益力強化に成功しております。当社グループの主力ゲームブランドである Wright Flyer Studios 事業について、株式会社 WFS へ事業承継することにより、機動的な意思決定体制を構築し、更なる事業拡大を加速してまいります。

② 分割する事業の概要

イ. 対象となった事業の内容

Wright Flyer Studios 事業

ロ. 当事業年度の損益計算書に計上されている分割する事業の経営成績

売上高 18,448百万円

ハ. 分割する資産、負債の項目及び金額（2020年6月30日現在）

流動資産 115百万円

固定資産 3百万円

③ 会社分割の要旨

イ. 会社分割の日程

吸収分割効力発生日 2020年7月1日

本会社分割は、当社においては会社法784条第2項に定める簡易吸収分割に該当し、株式会社WFSにおいては会社法第796条第1項の略式吸収分割に該当するため、いずれも株主総会による承認を経ずに行います。

ロ. 会社分割の方式

当社を分割会社とし、株式会社WFSを吸収分割承継会社（以下、「承継会社」）とする吸収分割です。

ハ. 会社分割に係る割当ての内容

本会社分割による株式割当て、その他の金銭等の交付はありません。

ニ. 分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

ホ. 会社分割により増減する資本金

本会社分割による当社の資本金の増減はありません。

ヘ. 吸収分割承継会社が承継する権利義務

効力発生日における当社の Wright Flyer Studios 事業に関する資産、負債、及びこれらに付随する権利義務のうち、吸収分割契約において定めるものを承継します。

ト. 債務履行の見込み

本会社分割の効力発生日後において承継会社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題がないものと判断しております。

④ 承継会社の概要

名称	株式会社 WFS
所在地	東京都港区六本木6-10-1
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 荒木 英士
事業内容	ゲームアプリケーション事業
資本金	11百万円
設立年月日	2014年2月21日
決算期	6月30日
大株主及び持株比率	グリー株式会社 100%

⑤ 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等 会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理をいたします。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年 8 月20日

グリーン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 善 方 正 義 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田 辺 敦 子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グリーン株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するにあたり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上